

託児サービス利用料の助成について

乳幼児を持つ子育て世帯等が安心してスポーツ活動に参加できる環境づくりのため、令和8年度より、パラスポーツクラブが日常活動・主催事業において託児サービスを提供する際の費用を助成します。

概 要	
目 的	パラスポーツクラブが日常活動・主催事業において、託児サービスを提供する際の費用を助成する
対象事業	パラスポーツクラブ振興事業の対象事業（日常活動・主催事業） ただし、原則として東京都内で実施する事業とする
利用 者	事業参加者（参加者・スタッフ）の子供 ※未就学児に限る
受 託 者	事業者（法人のみ） ※個人への委託は対象外経費
委 託 者	パラスポーツクラブ ※参加者やスタッフ等個人宛の領収書は対象外経費
助成上限	助成上限額に2万円を上乗せする ※この上限額を超えた金額は対象外経費
申請方法	団体登録書（様式1-3）の交付申請額（託児サービス利用料）、 予算書（様式4）に託児サービス利用料を計上する
報告方法	領収書等証憑書類に加えて、託児の様子がわかる写真を提出すること。

<対象経費>

○託児スペース提供の場合

同一契約内であれば、設置費用、保険料、保育士人件費、旅費等関連経費も対象経費となる

○ベビーシッター派遣の場合

託児サービス利用料のみ

※登録料、旅費、保険料、飲食費等関連経費は除く（同一契約内であっても対象外）

【対象事例】

都内の日常活動・主催事業（研修会・講習会／競技会・大会）の会場で託児サービスを提供する

保育事業者⇒団体の領収書が必要

【対象外事例】

- ①都外の会場での託児サービス提供
- ②日常活動や主催事業の会場とは別の施設（自宅含む）での保育サービス
- ③主催事業等の準備日

